# 東成瀬村移住定住住宅入居者募集要項

村では、次のとおり移住定住住宅の入居者を募集します。

### 1 移住定住住宅の概要

名 称	移住定住住宅 A棟102号				
住 所 地	雄勝郡東成瀬村田子内字天神林65番地1				
居室タイプ 募集戸数	1 L D K 1 戸 (1 階)				
建物構造 附帯施設 間取り図等	<ul> <li>◎構造・面積</li> <li>軽量鉄骨造2階建 戸当たり面積(1階住戸)42.84 ㎡</li> <li>◎附帯施設</li> <li>駐車場(カーポート) 1 L D K 1 戸あたり1台</li> <li>外部物置 1 戸あたり1箇所</li> <li>◎主な仕様(設備等)</li> <li>オール電化仕様、IH クッキングヒーター、エコキュート、ユニットバス、浴室暖房乾燥機付き24時間換気扇、寒冷地仕様エアコン(リビング)、温水洗浄暖房便座機能付き便器</li> <li>◎間取り図</li> <li>A棟間取り図及び外装・内装・設備仕様</li> </ul>				
敷 金	100,000円(契約時に納付)				

### 2 家賃

移住定住住宅は、村の家賃補助を受けることができます。(家賃補助の上限額:移住者世帯 22,000円、定住者世帯: 20,000円)

手続きについては、入居決定者に別途案内いたします。

タイプ	区分	階数	条例家賃	家賃補助金	補助後の家賃
1LDK	移住者世帯	1階	70,000円	22,000円	48,000円
		2階	72,000円	22,000円	50,000円
	定住者世帯	1階	70,000円	20,000円	50,000円
		2階	72,000円	20,000円	52,000円

- ※2 階住戸は、延床面積により 2,000 円加算となります。
- ※移住者世帯は、賃貸借契約日において、村外に住所を有する者又は村外から転入し、 3年を経過していない者がいる世帯をいいます。定住者世帯は、それ以外の世帯です。
- ※移住者世帯の対象期間は、住宅入居後5年間とし、6年目以降は定住者世帯の補助限度額を適用します。

## 3 入居資格

- ① 東成瀬村に定住を希望する者で、居住するための住宅を必要としている者。
- ② 入居後、移住定住住宅の所在地を住所地として住民登録ができること。
- ③ 家賃を支払うことができること。
- 4) 地方税等を滞納していないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

#### 4 入居申込期限及び申込方法

令和7年11月13日(木)必着 ※郵送可 入居申込書に必要事項を記入し、必要書類を添えてお申込みください。

### 5 入居者の選定

入居者の選定については、優先順位や世帯の状況等を入居者選考委員会において審査 し、決定します。優先順位は、①特別の理由がある者、②移住者、③定住者となります。 優先順位により、希望する住宅を割り振ります。

## 6 入居開始予定日

令和7年11月下旬から12月上旬 ※入居決定者と協議の上、入居日を決定します。

### 7 入居手続き

入居決定者は、指定する期日までに連帯保証人の連署する「賃貸借契約書」と「入居請書」に必要書類を添えて提出していただきます。敷金の納付も必要となります。 入居決定者には、後日詳細を説明いたします。

### 8 入居者の費用負担

- ① 電気、水道、浄化槽の使用料及び公共電波受信料
- ② 汚物及び塵芥の処理に要する費用
- ③ 自治会費(町内会費)
- ④ 損害保険料(入居者用)

#### 9 その他注意事項

- ① カーポート周囲(道路まで)及び玄関前の雪かき等は入居者で行ってください。 建物及びカーポートの雪下ろし、建物周辺の除排雪作業は事業者等で行います。
- ② 入居後は、自治会(町内会)に加入し、地域活動等に参加してください。
- ③ ペットは原則不可となります。

### 10 申込み・問合せ先

東成瀬村役場 企画課

〒019-0801 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下30-1 TEL 0182-47-3402